

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第2号

北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月13日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会
会長 須永忠幸



1 操業の禁止

北海道日本海沖合海域における、まぐろ流し網漁業及びまぐろ固定式刺し網漁業の操業を禁止する。

2 制限期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

附 則

この指示は、令和6年2月16日から施行する。